

「避難計画作成要領」の作成について（案）

【作成の趣旨】

今般の福島第一原子力発電所の事故を踏まえると、住民避難はこれまでのEPZ（防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲：原子力発電所のめやす8～10km）を越えた広域避難となったこと、また、去る11月17日に開催された原子力安全委員会では了承された原子力発電所に係る防災対策を重点的に充実すべき地域の考え方においては、これまでのEPZに代えて、急速に進展する事故等を考慮し、直ちに避難を実施するなど、放射性物質の環境への放出前の予防的防護措置（避難等）を準備する区域として概ね5km圏内をめやすとするPAZ（予防的防護措置を準備する区域）と、環境モニタリング等の結果を踏まえ、避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等を準備する区域として概ね30km圏内をめやすとするUPZ（緊急時防護措置を準備する区域）とされたことから、今後は、原子力施設から30km圏外へ広域避難することを念頭に避難対策を検討する必要がある。

また、自然災害と原子力災害の複合災害を想定し、情報通信が途絶し、時間的余裕がない中、速やかに避難誘導等を行うことが求められる。

このことから、万々に備え、住民等に対する避難指示の伝達、避難誘導等の主体となる市町村が、災害の初動時に的確かつ迅速に避難対策が実施できるよう、市町村が避難計画を策定する際の手引きとなる避難計画作成要領を作成するものである。

なお、この避難計画作成要領は、国による防災指針等の見直し検討に応じて、随時、見直すものとする。

【避難計画作成要領作成に当たっての検討事項】

1 避難実施までの流れ

実際に災害が発生した場合、市町村は、国、県、事業者及び防災関係機関とともに、オフサイトセンターに参集し、原子力防災対策の検討を行うこととなる。

原子力緊急事態宣言が発令されると、オフサイトセンター内に合同対策協議会が組織され、関係機関からの交通規制の状況、交通機関の運行状況等の情報や市町村の情報をもとに、避難に関する措置の実施に向けた検討が行われ、避難指示に向けた具体的な項目についての調整を市町村と行うこととなる。

2 複合災害時を想定した対応

地震・津波等による災害と前後して原子力災害が発生するいわゆる複合災害の場合は、県及び市町村は、地震・津波対策のためオフサイトセンターに活動要員を派遣することが困難になることが想定されることから、オフサイトセンター及び原子力災害対策本部間の連絡が確保できる体制を維持することが重要となる。

3 P A Z、U P Zの設定後の対応

P A Z圏内の住民等は、緊急事態発生時速やかに避難することが必要であることから、予め、避難先、避難経路、避難手段、住民等への情報伝達のあり方などについて避難計画に位置付けるなど、地域住民との情報共有が必要となる。

また、U P Z圏内の住民等の避難は、環境モニタリングの継続的な実測値に基づいて判断されることとなることから、避難対象地区ごとに、避難先、避難経路、避難手段、住民等への情報伝達のあり方などについて、P A Zの場合と同じく、避難計画に位置付けるなど、地域住民との情報共有が必要となる。

※ 現在国において検討されている考え方

P A Z（予防的防護措置を準備する区域）は、緊急事態区分に基づき、直ちに避難を実施するなど、放射性物質の環境への放出前の予防的防護措置（避難等）を準備する区域であり、今後、緊急事態区分（現行の10条、15条事象に相当するもの）を国において検討し、それを決定するための判断基準（E A L：緊急活動レベル）を事業者が定めることとしている。予めE A Lを策定し、万一の際には、このE A Lに基づいて、緊急事態区分を事業者が判断し、住民等への迅速な情報連絡システムが構築される必要がある。

U P Z（緊急時防護措置を準備する区域）は、環境モニタリング等の結果を踏まえた判断基準（O I L：運用上の介入レベル）、E A L等に基づき避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等を準備する区域であり、O I Lは国が予め策定することとしている。また、そのための環境モニタリング体制の整備は国が主導的に行うこととされているところである。

今後、P A Z、U P Zを踏まえた避難の具体的な意思決定手続について、検討が進められ、具体的な基準等が示された時点で、改めて、整理することとする。

【避難計画作成要領に定める事項及び留意点】

①避難指示の内容

②避難に際して伝達すべき事項

（事故の状況、住民が取るべき対応、今後の進展予測等）

③避難の概要

（避難対象地域、避難先、避難方法、避難開始時間など）

避難先での地域コミュニティを考慮した避難実施単位とする。

具体的には、避難が必要な地域の住所を明示するとともに、町内会、事業所等、地域の実情に応じた適切な実施単位を記載する。

避難先の住所及び施設名を具体的に記載する。

④関係機関の状況

(公共交通機関の状況、交通規制情報、立入制限情報、治安確保対策情報など)

⑤避難者数(避難単位毎)

(地区名、避難者数、災害時要援護者数など)

⑥一時集合場所、避難施設

(避難先地域、避難先施設、施設所在地、施設連絡先、担当者氏名・連絡先など)

避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

避難先の住所及び施設名を具体的に記載する。

※広域避難を前提とした広域的な応援体制の構築が必要。予め、避難先については、避難先市町村と調整を行うことが必要。

避難先での救護所の設置、スクリーニング体制の確保のための調整が必要。

⑦避難手段

(鉄道、バス、船舶、自家用車の別、避難手段の考え方、災害時要援護者への対応など)

バス等による集団避難を前提として実施する。

(但し、自家用車による避難の場合については、別途、検討が必要である。)

⑧避難経路

(使用する道路名、交通規制情報など)

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等避難誘導の詳細を具体的に記載する。

⑨避難誘導方法

(避難施設への避難方法、災害時要援護者の避難方法)

病院入院者、福祉施設入居者などの災害時要援護者等自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

原子力災害の場合、災害時要援護者の中でも特に子どもへの影響が大きいことから、子どもへの対応方法を記載する。

帰宅困難者、旅行者への対応方法についても記載する。

⑩対応要員の配置計画

（配置場所、人数など）

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、対応要員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

また、避難生活が長期化することも想定し、交替体制を考慮した動員計画を作成すること。

⑪残留者への対応

（確認方法、確認開始時間、確認後の措置、確認終了時間など）

避難対象地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。

避難が遅れている者に対しては、早急な避難を行うよう説得する。避難誘導中に避難者リストを作成する。

⑫避難誘導時の食料の支給

（支給場所及び時間）

避難誘導中に避難住民へ、水、食料、医療、情報等を的確かつ迅速に提供できるように、それらの支援内容を記載する。

⑬避難時の留意事項

（住民への伝達事項）

避難の長期化が考えられるものの、避難住民の誘導を円滑に実施できるよう貴重品など必要最小限の携行品、被ばくを避けるための服装について記載する。（避難所では、生活必需品の支給などがあること。服装は、上着、帽子、マスクを身につけ皮膚の露出を避けること。など）

⑭誘導に際しての留意事項（職員用）

⑮緊急時連絡先

（対策本部の連絡先、職員間の連絡先）